

第84回運輸政策セミナー 我が国における
地域公共交通等の新たな地域経営手法を考える
～ドイツにおける「シュタットベルケ」の分析～

シュタットベルケが 地域公共交通を担う意義と根拠

一般財団法人交通経済研究所
土方まりこ

運輸総合研究所 2022年7月8日

ドイツで運行されている公共交通機関

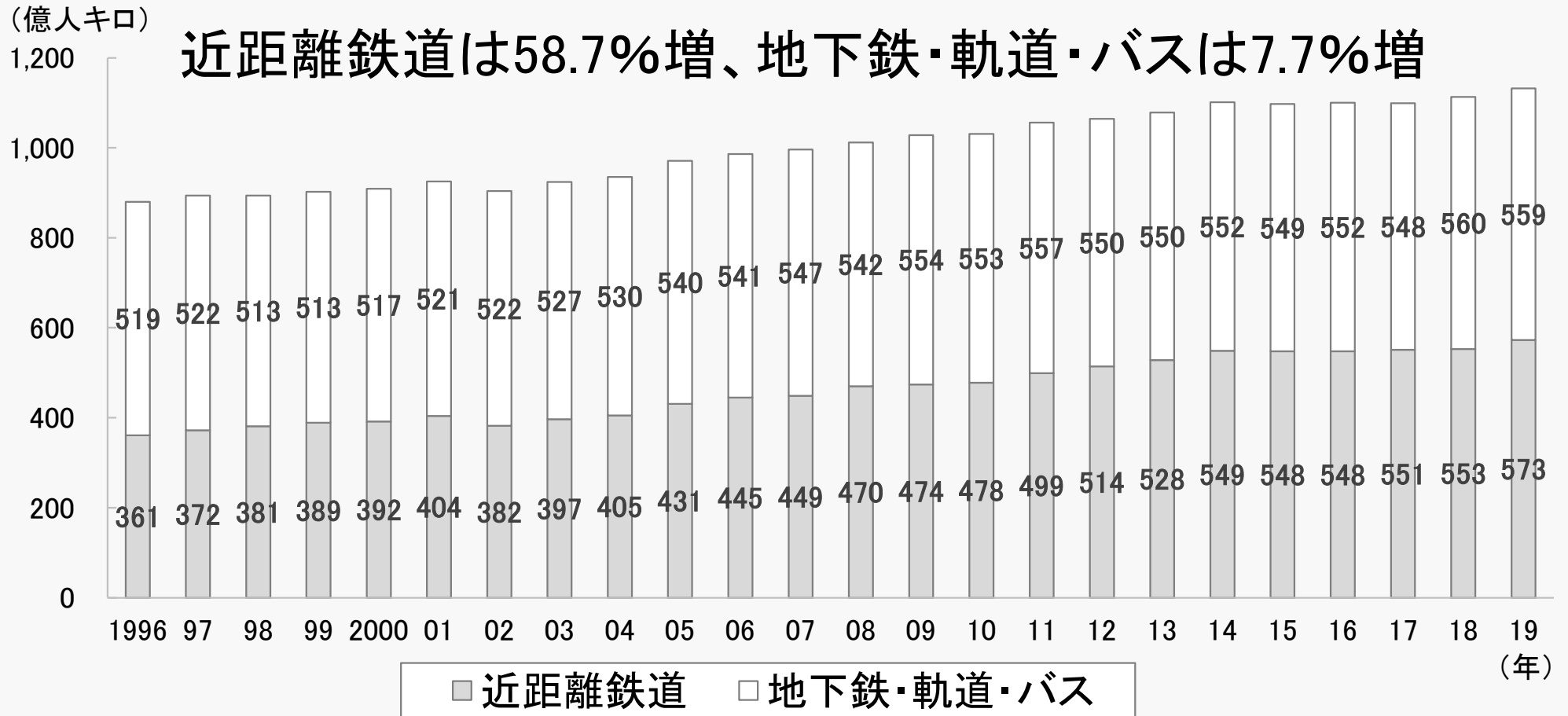
都市間・地域間
(長距離)輸送



都市内・地域内
(近距離)輸送



ドイツにおける地域公共交通の輸送実績



出所: Bundesministerium für Verkehr und digitale Infrastruktur „Verkehr in Zahlen“各年版より作成

鉄道改革に伴い、地域公共交通の管轄責任を各州へと集約した1996年以降、総体として活性化

「環境首都」フライブルク市の地域公共交通⁴



https://www.nationsonline.org/oneworld/map/germany_map.htm

シュタットベルケ(市が100%出資)の子会社が路面電車とバスを運行



シュタットベルケが地域公共交通を担う意義⁵

- 採算事業（主に電力、ガス、熱供給）の利益で損失が相殺されることにより、持続可能性を確保

シュタットベルケ・フライブルク有限会社の場合

(単位:千ユーロ)	2006年	2011年	2016年	2019年
営業利益	2,267	2,325	2,031	1,874
営業費用	2,376	2,302	2,217	2,036
営業損益	-109	23	-186	-162
資本参加				
・バーデノヴァ株式会社(エネルギー供給)	20,050	18,459	16,588	17,042
・フライブルク交通株式会社(路面電車、バス)	-8,130	-8,719	-18,036	-20,111
・その他	-5,623	-8,483	-4,541	-5,340
資本参加収益	6,297	1,256	-5,989	-8,408
税引前当期純利益	6,188	1,279	-6,176	-8,570
所得税、収益税等	-4,720	62	-3	-52
当期純利益	1,468	1,341	-6,179	-8,622

出所: Stadt Freiburg im Breisgau „Beteiligungsbericht“各年版より作成

- 民法上の法人格(株式会社や有限会社)を得ることにより、自治体による直営と比較して、運営の独立性や企業性が向上

シュタットベルケの使命

市町村に代わり、生存配慮 (Daseinsvorsorge) の任務を果たすこと

シュタットベルケ・ワインシュタットによる説明

The screenshot shows the website 'Daseinsvorsorge | Stadtwerke Weinstadt'. The main header includes the logo and navigation links like 'PRODUKTE', 'IHRE STADTWERKE', 'AKTUELLES', 'FAQ', 'NETZE', 'AUSSCHREIBUNGEN', and 'KARRIERE'. Below the header is a large photo of a diverse group of employees. A blue box with white text reads 'DASEINSVORSORGE. FÜR UNSERE ZUKUNFT!'. Below the photo, there is a section titled 'DASEINSVORSORGE DA SEIN FÜR WEINSTADT' with a red-bordered text box containing the following text: 'Doch was bedeutet Daseinsvorsorge eigentlich? Für viele Bürger ist es selbstverständlich, dass das Wasser aus dem Wasserhahn fließt, der Strom aus der Steckdose kommt und die Heizung bei Bedarf läuft. Die Erfüllung dieser Grundbedürfnisse übernehmen die Stadtwerke im Sinne der Daseinsvorsorge. Somit umfasst die Daseinsvorsorge die Sicherung und Bereitstellung von wesentlichen Gütern und Leistungen, vereinfacht gesagt unter anderem die Versorgung mit Energie, Wasser und ganz unterschiedlichen Dienstleistungen.' To the right of this text box, there are links for 'Weitere Hinweise und Informationen zur Daseinsvorsorge:', 'Ausmaßbild - Wie funktioniert eine Stadt?', and 'Kurzfilm zur Daseinsvorsorge'.

多くの市民は、蛇口から水が出ること、コンセントから電気が流れること、必要な時に暖房が稼働することを当たり前のこととして受け止めています。

<https://www.stadtwerke-weinstadt.de/de/Ihre-Stadtwerke/Daseinsvorsorge>

シュタットベルケは、生存配慮の意味において、こうした基本的なニーズの充足を請け負っています。つまり、**生存配慮とは、生存に必要な財やサービスの確保と提供のこと**であり、簡単に言えば、エネルギーや水をはじめ、様々なサービスを供給することです。

生存配慮とは

- ドイツの国法学者であるフォルストホフが1938年に提唱
- 19世紀以降の人口増加と都市的な生活様式の拡大により、**必要とされる生活財は自給自足ではなく、配当されることで入手が可能とされなければならなくなった**という考え方
- この必要性を充足するための行為が生存配慮であり、**広義の国家がその責任を負う**とした
- フォルストホフは、水道・ガス・電気や郵便・電信・電話などに並び、あらゆる種類の交通機関の供給を生存配慮の任務として例示(ただし、限定することは不可能との見解)



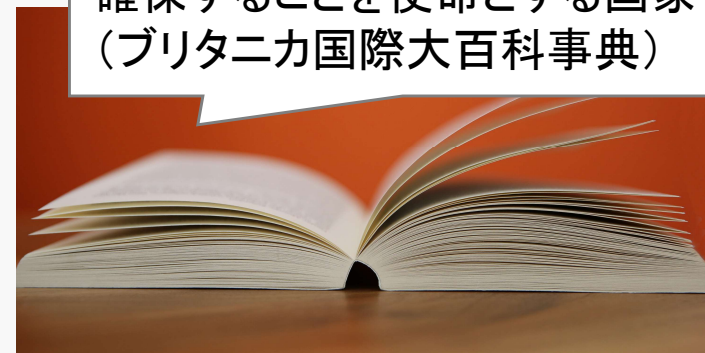
シュタットベルケが地域公共交通を担う根拠⁸

- 西ドイツの基本法(1949年制定)が「社会国家*」を憲法原理に掲げた(20条1項)ことから、戦後においても、生存配慮は国家(広義)の任務に
- 市町村は、電力・ガス・上下水道、廃水処理、廃棄物処理などの事務を実施する義務を負うように
- 基本法で保障されている自治行政権(28条2項)に基づき、市町村は公共サービスの提供を外部に委託することも可能



地域公共交通の運行を含め、多くの市町村が公共サービスの提供をシュタットベルケに委託

*すべての国民に人間に値する生存を確保することを使命とする国家
(ブリタニカ国際大百科事典)



地域公共交通と生存配慮

「住民に対し、公共近距離旅客輸送による十分な交通サービスの提供を保証することは、生存配慮の任務である」

- 1993年に制定された「地域化法*」の1条1項
- 鉄道改革の一環として、近距離鉄道に対する管轄責任を連邦から各州へと移管する(地域化)ことを定めた連邦法
- 連邦から各州に補償を支払う旨も規定

* 正式名称は、Gesetz zur Regionalisierung des öffentlichen Personennahverkehrs



「生存配慮」明文化以降の ドイツの地域公共交通政策の特徴

- ✓ 各州への責任の集約
 - 地域公共交通全般の計画、運営、資金調達を担う
 - 実務上は、郡や市町村に分権
- ✓ 連邦による財源の供給
 - 地域化以降、継続的に各州に莫大な補償を支払い（2022年は94億ユーロ）
 - 近距離鉄道の運営支援を主眼とするものの、実際には使途や対象につき各州に大幅な裁量

シュタットベルケに地域公共交通の運行を委託している市町村にとっても、その維持・確保を重視する根拠が強化されたことに